

■砂利採取業務主任者試験合格証（認定証）の再交付に必要な書類  
（砂利採取業者の登録等に関する規則第14条）

再交付申請書に写真を添えて提出してください。

○再交付申請書

- ・必要事項を記入してください。
- ・ただし、右上の\*印の項は、記載しないでください。

○写真

- ・サイズは手札形（縦6cm、横4cm）としてください。
- ・申請前6か月以内に撮影した正面上半身像としてください。
- ・裏面には、撮影年月日、氏名および年齢を記入してください。

参考：砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年省令第80号）  
（合格証等の再交付の手続き）

第14条 第11条の合格証または前条の認定証をよごし、損じまたは失ってその再交付を受けようとする者は、様式第14による申請書に写真（手札形とし、申請前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名および年齢を記載したもの）を添付して当該合格証または認定証の交付をした都道府県知事に提出しなければならない。

○再交付手数料

580円分の滋賀県収入証紙を貼り付け、押印またはサインすることにより消印すること。

書類提出先：

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1-1

滋賀県商工観光労働部イノベーション推進課

電話077-528-3793

収入証紙貼り付け欄  
(押印またはサインにより消印すること)

* 整理番号	
* 受理年月日	年 月 日
* 再交付年月日	年 月 日

年 月 日

## 再 交 付 申 請 書

(宛先)

滋賀県知事

住 所

氏 名

印

砂利採取業務主任者 合格証 ~~認定証~~の再交付を受けたいので、砂利採取業者の登録等に関する規則第14条の規定により、申請します。

生年月日	
理 由	